



平成30年2月26日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(経過報告) 当社子会社に対する
暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ (翻訳版)

当社は、平成30年2月23日付「(経過報告) 当社子会社に対する暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease Holding PTE. LTD. (以下、GLH) に対し提起されていた暫定的資産凍結命令申立訴訟について、GLHがシンガポール共和国高等裁判所から、当該暫定的資産凍結命令を取り消し一切の効力を消失させたことをご報告しております。

当件につき、当社タイにおける連結子会社Group Lease PCL (以下、GL) が2018年2月26日付で公表いたしましたので、お知らせいたします。

1. GL が公表した内容の翻訳

2018年1月15日付開示 NO.GL05/2018「J Trust Co., Ltd. の適時開示に係る当社の見解」においてご報告しておりますとおり、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) はシンガポールにある当社子会社 Group Lease Holdings Pte. Ltd. (以下、GLH) を被告として、シンガポール共和国高等裁判所 (以下「同裁判所」) に提訴しました。その結果、JTA は同裁判所から、GLH がシンガポール国内における資産取引、および1億8千万米ドルまでの資産をシンガポール国外へ移転・処分する事を禁止するという内容の暫定的資産凍結命令を取得しております。

しかし GLH は上記暫定的資産凍結命令の取り消しを申し立てておりました。2018年2月23日、同裁判所は双方の主張を聴取した上で、GLH の主張を入れて上記暫定的資産凍結命令を取り消したものです。これにより、暫定的資産凍結命令は停止され、解除されました。今後 GLH は所有する資産について一切の拘束を受けることはありません。

引き続き GLH と JTA 間の訴訟について、開示すべき事項が生じた場合には、タイ証券取引所を通して速やかにご報告させていただきます。

2. 当社の今後の方針について

なお、GLHは損害賠償請求に関しては現在も係属中であり、今後引き続き当社やGLおよびGLHの正当性を主張すべく適切に対応して参ります。開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以 上